

日本における課外活動の課程化

春 原 幸 雄

一 戦 前

ハムリン (S.A. Hamrin) とエリクソン (C.E. Erickson) は、課外活動の発達過程について (一) 無関心の時期、(二) 反対、弾圧の時期、(三) 奨励の時期、(四) 組織と統制の時期、(五) 学校計画と同一視する時期の五段階をあげている⁽¹⁾。これらを日本の教育史にあてはめるならば、大体において大正以前が (一) および (二)、昭和のうち戦前が (三)、戦中戦後が (四) および (五) となるであろう。しかし、ここでいう課外活動は、もっぱら生徒の自発的な活動を指すものであり、学校行事のようなものは含まれていない。生徒の自発的な活動については、大正以前の学校は確かに大体において無関心であり時には弾圧を加えた。しかし、学校行事については、かなり早くから組織と統制が行なわれている。

政府が初めて学校行事について規定したのは、明治二十三年に公布された「小学校令」においてである。「小学校ノ毎週教授時間ノ制限及祝日大祭日ノ儀式等ニ関シテハ文部大臣之ヲ規定ス」(第十五条) これに基づいて、文部省は「小学校祝日大祭日儀式規定」(明治二十四年)において紀元節、天長節、神武天皇祭ならびに元始祭、皇霊祭、神嘗祭、新嘗祭等の日に教職員、児童ならびに市町村吏員、父母、地域民が参加して御影拝礼、万歳三唱、勅語奉読、祝歌合唱、奉祝演説、茶集会食等を行なうことを定めた。中内敏夫氏は、これについて次のように述べている。「一見してわかるように、この儀式は、その参加者に、天皇を統合シンボルとする農耕生活中心のいちじるしく自然主義的な国民共同の感情と慣行を伝承させ維持させることを目的とした、重要な教育課程と

して自覺的に打ち出されたものであった⁽²⁾。内村鑑三が第一高等中学校の勅語奉読式において御真影への敬礼を躊躇するという有名な「不敬事件」は、この年に起きたものである。また、この頃から次第に学校附近の神社の祭礼日に学校の行事として神社に参拝する慣行が発生したといわれる。

大正期の新学校のあるものは、生活教育の立場から課外活動を重視した。たとえば、奈良女子高等師範学校附属小学校の木下竹次は次のように述べている。「現時に於ては音楽会・運動会・体育会・学芸会・討論会・演劇会・学友会・自治会・遠足会・学習雑誌編輯・学用品製作・学習園経営・校舎修繕・寄宿舎経営等の如き、一教科一学科の仕事に専属して居ないことは、多くは学校の正当課業と認められないで余業と認められて居る。分科思想が旺盛で合科思想が殆んど欠乏し、正当課業と云へば必ず分科的に取扱ふものだ」と先決して、厳密な時間割で課業を進める今日では止むを得ないことではあるが、能く考へてみると、此等の仕事は各科の知識技能を綜合して利用することで実によい学習生活である。今後更に時間割製作方法が進歩し、合科思想が盛になつたならば此等の作業を正当課業と認めて大に工夫創作の能力を発揮させることが必要だと考へられる様になるであらう。吾々の経験によると教師の教育思想を少々変更しさえすれば之を実行するのには何等の支障も無いことは明かである⁽³⁾。これは明らかに課外活動の課程化を予想したものであるが、その実現は周知の通り太平洋戦争をまたなければならなかった。

昭和期に入ると、作業教育または郷土教育の立場から課外活動が奨励されるようになった。文部省は昭和六年に「中学校令施行規則」を改正し「中学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語漢文、歴史、地理、外国語、

数学、理科、実業、図画、音楽、作業科、体操トス」(第二条)と規定した。「実業」のほかに「作業科」を設けたのは、課外の作業を課程化したものである。また、宮坂哲文氏によれば、課外における生徒活動に対する奨励的態度が初めて正式に表明されたのはこの改正された施行規則においてであって、その改正の要旨を説明した文部省訓令には次のように見えている。「生徒ノ自発的研究ヲ奨励シ、コレヲ指導スルハ教育ノ要務ナリ、コレヲ以テ生徒ヲシテ其ノ性能、趣味、境遇、志望等ニ応ジテ自由ニ研究スル所アラシメ且ツコレニ対シテ適當ナル指導ヲ施サンガ為ニ所定ノ教授時間外ニ於テ毎週二時間以内ヲ課程外ノ指導ニ充ツルヲ得ルコトナセリ」(4)しかし、当時広島高等師範学校附属中学校が全国の中学校について調査した結果によれば、この時間を教養、作業、運動等にあてる場合は少なく国語漢文、数学、英語等の補習にあてる場合が多かった(5)。さらに、この頃から師範学校の附属小学校を中心として「郷土科」を特設する学校が多くなった。これは課外活動の一部を課程化したものであり、国民学校における「郷土の観察」の前身といえよう。

大正期から活発になった学生運動に対しては、政府は次第に弾圧を強化して行ったが、昭和五年頃からは右翼的な学生団体が発生し、国家の政策にそのような活動を行なっている。また、文部省は昭和七年に「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関スル訓令」を発し敬神崇祖、社会奉仕、協同互助、規律節制、勤労愛好、健康増進等の要目に準拠して余暇を利用した社会生活訓練を行なわせようとした。これは学校における教育課程の外にある生徒の社会生活を組織しようとしたものであり、実際の効果は別としても注目すべき態度である。

以上述べたように、戦前においても課外活動を奨励する態度はしばしば見られ、時に学校行事等については組織と統制が行なわれたが、課外活動全体を学校計画と同一視するという態度はまだ見られない。したがって、戦前における課外活動は大体において「課程化された活動」

(curricularized activity) とはいえない。ガレン・ジ・ウンス (Galen Jones) は「課程化された活動」を定義して (一) 正規の時間表に入っ

ており、(二) 卒業するための「単位」(credit) が与えられ、(三) それについて「コース・オヴ・スタディ」(course of study) が謄写版、活字印刷、教科書のいずれかの形で使用されるものと述べている(6)。前述の「作業科」と「郷土科」はほぼこれに該当するが、課外活動全体から見ればその一部に過ぎず、それらを実施した学校も特定の学校のみであった。

二 戦 中

戦中の教育を代表する国民学校の教育においては、課外活動の地位はきわめて重要であった。「国民学校令施行規則」(昭和十六年)においては「儀式、学校行事等ヲ重シ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ」(第一条)、「各教科及科目ノ毎週授業時数外ニ於テ毎週凡ソ三時ヲ限り行事、団体訓練等ニ充ツルコトヲ得」(第三十一条第一項)、「実業科農業ヲ課セザル場合ハ前項ノ外毎週適當ナル時数ヲ農耕的戸外作業ニ充ツベシ」(第三十一条第二項)と規定された。「国民学校教則案説明要領」(昭和十六年)には次のように述べられている。

「総じて諸般の行事を始め其の他作業体育施設等諸種の施設による教育作用を重視し、教科と相俟って教育の効果を全からしめようとすることは、近時の一般的傾向であって今回の改正に於ても之に對し特に深甚の注意を払って居る(7)」。ここでいう近時の一般的傾向とは、最近の世界における教育の傾向を指すものであり、ここには戦中の国民学校と現代教育学との結びつきが見られる。同説明要領はさらに「従来行われ来ったこの種の施設は動もすれば断片的偶発的なるに傾き、或は教育の目的に副はざる事項を外部的に強制する傾向が存しないではなかった。これはもとより教育における全体的統一の精神に反する(8)」と述べている。この考え方はアメリカにおける課外活動理論の開拓者といわれるフレッチウエル (E. K. Fretwell) の考え方と同じではないだろうか。フレッチウエルの有名な二つの提議は、学校生活全体の教育的組織化および課外活動と教科との統一的関連に関することであった(9)。国民学校にお

ける教育の目的は、いうまでもなく「皇国民の錬成」であったが、方法についてはこのように現代教育学の原理に基づくことが少なくなかったのである。

多賀秋五郎氏は当時の学校行事を分析して(一)節分・節句・七夕等の民間行事、(二)元始祭・皇霊祭・神武天皇祭・大正天皇祭等の皇室行事、(三)大詔奉戴日・陸軍記念日・海軍記念日等の時局に関するもの、(四)紀元節・天長節・明治節等の祝日行事、(五)入隊将兵の歓送迎、戦勝祝賀の旗行列、軍需品や食糧の増産に協力する作業のような統後援の立場からのもの、(六)寒稽古・全校体操・歩行訓練のような身心錬成の立場からのもの、(七)防空演習・待避演習・野外演習のような国防訓練の立場からのものを挙げている⁽¹⁰⁾。学校行事の実施は一種の流行となり、しばしば教科の学習を圧迫するようにさえなった。

「基礎的な骨の折れることはやらないで、校庭で訓練したり、桑の皮むきや麦ふみなどに動員したりして、それが全体主義であり、錬成であり、そうでなくては子供はよくならないなどといわめいたり⁽¹¹⁾」という教師が少なくなかったようである。また、課外活動全体が自発性に基づくよりは多分に強制的な性格をもつものであった。その意味においても、国民学校における課外活動にはいちじるしい偏向が見られる。しかし、少なくとも課外活動に対する組織と統制はここに至って本格的なものになったといえよう。

昭和十八年に「中等学校令」が公布された。この改革は学校系統についても重要な意味をもつものであるが、教育課程についても注目すべき点が見られる。この勅令に基づいて文部省は「中学校規程」、「高等女学校規程」および「実業学校規程」を定めたが、それらにおいては「教科及修練ヲ課スベシ」(中学校および高等女学校の場合は第二条、実業学校の場合は第四条)と規定された。教科以外のものが教科と並んで置かれたのは、日本では初めてである。「修練」について文部省は「抑々教科ト一体的関連ニアル教科外ノ行事及作業等ノ教育的意義ハ極メテ重要ナルニ拘ラズ往々ニシテ目的ノ明確ヲ欠キ計画モ亦周到ナラザルモノア

リタルニ鑑ミ教科外ニ於ケル行事施設ヲ組織化シ之ヲ修練ト名ヅケ教科ト共ニ必修セシメ学校内外ノ生活ヲ挙ゲテ皇国民錬成ノ一途ニ帰セシメンコトヲ期シタリ⁽¹²⁾」と述べている。前述の国民学校における課外活動と同様であるが、さらにそれを課程化したものといえよう。事実、文部省は高等女学校・高等科、高等女学校専攻科および実業学校について「教科及修練課程」の語を用いている。

「修練」の語は高等学校および師範学校についても用いられたが、ここでは中等学校におけるそれを考察しよう。「修練ハ行的修練ヲ中心トシテ教育ヲ実践的総合的ニ発展セシメ教科ト併セ一体トシテ尽忠報国ノ精神ヲ発揚シ献身奉公ノ実践力ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」(中学校規程第九条第一項)課外活動により教育を実践的、総合的に発展させるという考え方は現代教育学に共通したものである。フレッチウエルによれば、課外活動の計画全体が正規の教育課程と有機的に関連し、教科活動の中から成長した課外活動が再び教科活動に還元されることにより教科活動自体を豊富にするような運営による学校生活全体の新しい教育的組織化が必要である⁽¹³⁾。しかし、発展の方向に「行的修練」を置いたことはいわゆる「皇国教育」の特徴であろう。戦前の日本における代表的な教育学者の一人であった篠原助市は次のように述べている。「弱きもの無気力なもの、それは生活に於ける敗者であり、あながち知識技能に勝れずとも、学び得たものを着々実践するものぞ結局生活の勝利者である。況んや国防に産業に全力を傾注し、奉公の誠を致すには、至誠奉公の熱し切った意志と強健不撓の鍛え鍛えた体力を有しなければならぬ⁽¹⁴⁾」すなわち、当時の状況がこのような教育を要求したのである。

「修練ハ日常行フ修練、毎週定時ニ行フ修練及学年中隨時ニ行フ修練トス」(中学校規程第九条第二項)毎週定時に行なう修練の内容は研修、鍛錬および作業であり、細谷俊夫氏によればそのうち「研修」は前述した昭和六年に中学校について試みられた課程外指導の組織化されたものであった⁽¹⁵⁾。したがって、当時の修練の内容をいわゆる訓練のみと見ることが妥当でない。しかし、実施された結果は大体において歪められ

た形のものであったといえよう。「鍛錬」および「作業」については、戦時における教育課程は便宜的にもそれらを含まなければならなかった。国民学校における学校行事と同様に、それらはしばしば教科の学習を圧迫するようにさえなったのである。

「各学年ニ於ケル授業日数中凡ソ三十日ヲ隨時ニ課スベキ修練ニ充ツベシ但シ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ニ在リテハ三十日以内ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトヲ得」（中学校規程第十一条）すでに文部省は「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施要項」（昭和十六年）においてこの増産運動を実践的教育であるとし、一年を通じて三十日以内の日数は授業を廃して作業に充当することを認めその充当した日数、時数は授業を行なったものとみなしている。これは学年中隨時に行なう修練の前身であり、隨時に行なう修練の大部分はこのような作業を形式的に課程化したものであった。さらに閣議は「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（昭和十八年）において「教育実践ノ一環トシテ学徒ノ戦時勤勞動員ヲ高度ニ強化シ在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間ニ於テ之ヲ実施ス」と決定した。ここでは修練との関係が明確でないが、勤勞動員が教育実践の一環であるとされたことは一応それが課外活動の形で行なわれたと見てよいであろう。文部省は勤勞動員について次のように述べている。

「惟フニ行学ヲ一体トシ文武ヲ一如トシテ能ク皇国民ノ鍊成ヲ効スハコレ我カ教学ノ本義ニシテ最近数次ニ亘ル教育改革ノ趣旨一ニ此ニ在リ這般ノ学徒出陣今次ノ学徒出陣亦齊シク我カ教学精神ノ決戦下ニ於ケル具體的顯現ニ他ナラス宜シク実学ヲ重シ事上鍊磨ヲ尚フ我カ国風ノ精髓ヲ味得シ現実ナル勤勞其ノ他ノ諸活動ニ於テ教育ノ終局的ナル意義ト効果ノ發揚セラルル所以ヲ体認スヘキナリ特ニ学徒ノ勤勞動員ハ其ノ体得セル教養訓練ト独自ノ組織力トヲ活用スルヲ以テ要諦トシ之ヲ以テ単ナル勞務ノ提供トナスカ如キハ断シテ許サレサルトコロナリ乃チ教育ノ種類程度ニ適応セル作業ヲ選ヒ学校ト職場生活ト修練トヲ相即一体タラシムルニ力メ奉公勤公ノ皇國勤勞觀ニ徹セシムルト共ニ常ニ学徒タルノ矜持ヲ保チ自学求道ノ謙虚ナル態度ヲ持セシメ其ノ出動ニ方リテハ教職員

ヲ中心トスル学校報國隊ノ組織編成ヲ以テシ整然タル規律節制ノ下潑刺タル意氣ト力トヲ以テ精神事ニ當ラシメ力メテ専攻ノ学理カ生産ノ實際ニ於テ如何ニ応用セラルル力ヲ考察玩味セシムルヲ要ス斯クシテ学徒勤勞動員ノ行ハルルトコロ自ラ一ノ風尚ヲ醸成シ延イテ現場ノ全体ニ清新ノ氣ヲ横溢セシメ生産効率ノ上昇戦力ノ飛躍的増強期シテ俟ツヘク以テ拳國勤勞態勢一新ノ契機タルヘシコレ國家焦眉ノ要請ニシテ学徒勤勞動員ノ真価此ニ發揮セラルルヲ銘記セサルヘカラス⁽¹⁶⁾」

しかし、閣議が「決戦非常措置要項」（昭和十九年二月）において「原則トシテ中等学校以上ノ学生生徒ハ總ベテ今後一箇年常時コレヲ勤勞ソノ他非常任務ニモ出動セシメ得ル組織的態勢ニ置キ必要に応ジ隨時活潑ナル動員ヲ実施ス」と決定し、さらに「決戦教育措置要綱」（昭和二十年三月）において「右目的達成ノ為国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止ス」と決定したので、中等学校における正常な教育はほとんど行なわれなくなった。そして、作業についても次第に非教育的になったようである。海後宗臣氏は次のように述べている。「教壇を離れた教職員が作業場の条件に適應するにはかなりの努力を要した。教育にあらざる教育の実施を強制されることに對するヒューマニスティックな抵抗と良心への苛責とは、かれらの活動をおのずから消極的にさせた⁽¹⁷⁾」。いうまでもなく、教員以外の関係者は大体において教育には無関心であった。

以上述べたように、戦中における課外活動の内容には偏向が見られ、その実施についても決して満足すべき状態ではなかったが、それにもかかわらず課外活動の歴史におけるその地位はきわめて重視されなければならぬ。国民学校における課外活動についてはまだ明確ではなかったが、中等学校における修練はすでにハムリンとエリクソンのいう「学校計画と同一視する時期」に入った課外活動と見るべきであろう。一般の学校において課外活動の全体が学校計画と同一視されたのは日本では初めてであり、それは少なくとも形式については教育課程の不可欠の部分

であった。いわゆる「皇国教育」と現代教育学が結びついたことは一見奇妙に思われるが、国民学校の場合にも見られるように決してあり得ないことではない。オーストリアにおける社会民主主義の理論的指導者であったマックス・アドラー(Max Adler)は次のように述べている。

「学校改革は教授および訓練の単なる方法上の事柄であり、これらの教育そのものの根本的な方向づけではない。それはそれ自身一つの純粹な形式としてさまざまな内容を入れ得るものであり、まったく異なる立場からも取り扱われ得るものである(18)」。それは科学としての教育学における基本的な問題点を示すものであるが、同時に戦中の日本における教育についてその再検討を求めるものでもある。

三 戦 後

昭和二十年八月には勤労動員が解除され、中等学校における教育は一応正常化した。しかし、それと同時に修練は皇国教育を代表するものとして排斥されるようになった。連合国軍は「日本教育制度ニ対スル管理政策」(昭和二十年十月)において「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及ビ教練ハ凡テ廃止スルコト」と指令し、さらに「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(昭和二十年十二月)において「全面的ニ或ハ部分的ニ公ノ財源ニ依テ維持セラレル如何ナル教育機関モ神道神社参拝乃至神道ニ関連セル祭式、慣例或ハ儀式ヲ行ヒ或ハソノ後援ヲナサザルコト」と指令した。学校行事のうち多賀氏のいう(二)、(三)、(四)、(五)および(七)はこれより禁止された。従来実施された内容の大部分が消滅したので、課外活動は一時的に衰退せざるを得なかった。

「学校教育法施行規則」(昭和二十二年)においては「小学校の教科は国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び自由研究を基準とする」。(第二十四条)、「中学校の教科は、これを必修教科と選択教科に分ける」。(第五十二条)と規定され、中学校の選択教科は外国

語、習字、職業および自由研究とされた。ここでいう「自由研究」は形式上は教科の一種であるが、内容については特定の分野に限定されるものではない。海後氏によれば、自由研究は教科と課外活動の中間にあるべきものである。すなわち、内容教科において学習したものを課外活動により発展させるためには、まず教科に準じて置かれた自由研究の時間にその方法を習得しなければならぬ。いいかえれば自由研究は課外活動の基礎となる訓練のためにあるものである(19)。また、それは学年の差別を徹廃したグループ編成により実施された。この点は昭和六年の中学校における課程外指導にも、また前述した修練における「研修」にも見られなかったものである。その意味では、現在のクラブ活動の前身であるといえよう。

同施行規則第八十二条により「中学校規程」、「高等女学校規程」、「実業学校規程」等が廃止されたので、修練は名実ともに消滅した。そしてこれに代る課外活動全体の呼称は昭和二十四年にあいついで登場している。すなわち、文部省は「新しい中学校の手引」(二月)においては「特別教科活動」、「新制中学校新制高等学校望ましい運営の指針」(四月)においては「特別課程活動」、さらに「中学校高等学校の生徒指導」(七月)においては「特別教育活動」の語を用いた。そして、教科とともに正規の課程として扱ようになったのである。正規の課程であるから、もはや「課外活動」(extracurricular activities)ではない。連合国軍から「special curricular activities」という語が示唆されたので、初めはカリキュラムを教科と訳し、後に課程または教育と訳して用いたらしい。同年七月以後は現在まで「特別教育活動」の語が用いられている。文部省はそのうち「特別課程活動」について次のように述べている。

「これまでしばしば、教科課程とは学校で授業する教科を列記したものであると考えられていた。最も一般的に承認されている教科課程の新しい意義は、教科課程とは、学校の責任において行われる生徒経験と生活活動の全部よりなるものということである。これは教科の一部としての教室内の学習経験と、生徒集会の計画、クラブ、遠足、生徒選挙、生徒委

員会の活動、ホームルーム、運動競技、学校の主催する夏季のキャンプなど、あらゆる種類の、教室外の経験とを包含する。便宜上、右に述べた後の大部分を特別課程活動と呼ぶこととする⁽²⁰⁾。「後の大部分」の範囲は不明確であるが、特別課程活動は少なくとも課外活動の大部分を含むものであった。

以上述べたように、課外活動は戦後において再び課程化された。その後における実質的な発展については周知の通りであるから省略するが、最後に戦後の学校行事について触れてみよう。内山克巳氏と熊谷忠泰氏はそれについて次のように述べている。「戦後、新しい教育の理念が開されるようになって、これらの学校行事は、従来のそれとは異った価値づけを受けて、一そう盛に行われるようになった。それには、一方において、いわゆる生活教育・全人教育を強調する経験論的民主主義の教育観の移入によって、教科以外の教育活動のもつ教育的意義が、広く人びとに認識されたこと、他方、民主社会における民主的学校という地域社会学校の教育的要請が、必然的に社会一般の行事を学校に取り入れさせるとともに、進んで学校をそれらの行事に接近せしめていったことなどが、原因として考えられよう。しかし、それにもかかわらず、前述したように、学校行事の教育課程上の位置は、いまだ必ずしも明確なものではなかった。従って、実際には、特別教育活動の一部として、あるいはそれ以外の特別の教育活動として実施されるなど、まことにさまざまであった⁽²¹⁾」

昭和三十三年に「学校教育法施行規則」が改正され「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科並びに道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする」。(第二十四条) および「中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする」。(第五十三条)と規定された。この改正は「道徳」の設置に関して注目されたものであるが、課外活動を「特別教育活動」と「学校行事等」に分けた点も見がせない。文部省は前者については「生徒の自発的・自

治的な活動を通して、楽しく規律正しい学校生活を築き、自主的な生活態度や公民としての資質を育てる⁽²²⁾」と述べ、後者については「学校行事等は、各教科、道徳および特別教育活動のほかに、これらとあわせて中学校教育の目標を達成するために、学校が計画し実施する教育活動とし、生徒の心身の健全な発達を図り、あわせて学校生活の充実・発展に資する⁽²³⁾」と述べている。それ以前の課外活動が前者を中心としがちであったことに対する反省が後者を独立させたものと思われるが、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、生徒に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい⁽²⁴⁾」という考え方にはいささか問題がある。

- (1) S. A. Hamrin and C. E. Erickson, "Guidance in the Secondary School", 1939, pp. 185—187.
- (2) 武田清子、中内敏夫「天皇制教育の体制化」(岩波講座「現代教育学」5所収)、一〇九頁。
- (3) 木下竹次「学習原論」大正十二年、二四四—二四五頁。
- (4) 宮坂哲文著「特別教育活動」明治図書、一九九頁。
- (5) 細谷俊夫「修練と教育課程」(東大教育思潮研究会編「修練体制の理論」昭和二十年所収) 参照。
- (6) G. Jones, "Extracurricular Activities in relation to the Curriculum", 1935, p. 4.
- (7) 宮坂哲文著、前掲書、二六頁参照。
- (8) 宮坂哲文著、前掲書、二七頁参照。
- (9) E. K. Fretwell, "Extracurricular Activities in Secondary Schools", 1931, p. 8.
- (10) 多賀秋五郎著「近代日本教育史」岩崎書店、二四六頁。
- (11) 斎藤喜博「小さいグループ」(「石をもて追われる」とく) 英宝社所収。
- (12) 昭和十八年三月十二日、文部省訓令第一号。
- (13) E. K. Fretwell, *op. cit.* p. 2.
- (14) 篠原助市「教授原論」昭和十七年、一二三頁。
- (15) 細谷俊夫、前掲論文、四一頁。
- (16) 昭和十九年四月十七日、文部省訓令第十一号。
- (17) 文部省「学制八十年史」三九九頁。
- (18) M. Adler, "Neue Menschen; Gedanken über sozialistische Erziehung", 1924, S. 52.
- (19) 海後宗臣「自由研究の在り方」(成蹊小学校教育研究所編「生活教育研

- (20) 究「第一集所収」
文部省学校教育局編「新制中学校新制高等学校望ましい運営の指針」昭和二十四年、一九頁。
- (21) 内山克巳・熊谷忠泰共著「現代学校の運営と管理」東海大学出版会、一六八―一六九頁。
- (22) 文部省発表「中学校学習指導要領」昭和三十三年改訂版、明治図書刊、二七五頁。
- (23) 文部省発表、前掲書、二七八頁。
- (24) 文部省発表、前掲書、二七八―二七九頁。